4 隣接する学校種の免許状を取得する方法

(1) 幼稚園教諭の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所	要資	格				小 別表8-1					
	授与を	受けよ	うとする免許状	小学校教	諭2種免許状	注1 最低修得単位数は、幼稚園教諭普通 免許状取得後に修得した単位とする。 小学校教諭免許状の認定課程のある 大学等で修得すること。 注2 経験年数は、幼稚園教諭普通免許状					
	有する	ことが	が必要な免許状	幼稚園教	諭普通免許状						
		経 懸	年数 注2	3 4	年 以 上	注2 経験年数は、幼稚園教諭普通免許状 取得後に勤務した次の職の期間。 (1) 幼稚園又は特別支援学校の幼稚部の 主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師と					
					単 位 数	土					
最低	各教科の		去に関する科目 5 教科×2単位) <u>注3</u>		1 0	教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師としての職					
	道徳な時間 等のな時間 等のな時間 等の を と と 指 育 相 関 い る の り る り る り る り る り る り る り る り る り る	道德	恵の理論及び指導法		1	注3 「各教科の指導法」は、生活を除 く、国語(書写を含む)、社会、算					
修得単位数 注 1		事	徒指導の理論及び方法 女育相談(カウンセリング			数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上修					
		1.	を で の 事 項 を 含 み に関する基礎的な知識を含 む。)の理論及び方法	得する。 (生活以外の9教科のうちから自由に 選択できる。)							
			≛路指導及びキャリア教育 ○理論及び方法								
			計		13						

(2) 中学校教諭の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

			1 30 64 17 11 01	, =	, ,		, -				ı		1	
	所要資	資格										小	別表8	8 - 2
	小学校教諭2種免許状					注 1	最低修得単位数は、 免許状取得後に修得し 小学校教諭免許状の	た単	位とす	る。				
	中学校教諭普通免許状					注 2	大学等で修得すること	と。 許状取得後に中学 後期課程、中等教 は特別支援学校の						
	3 年 以 上					在 2	校、義務教育学校の行う学校の前期課程又は中学部の主幹教諭、対							
					必	要	単	位	数		は講師としての経験を			
最低條	各教科の指導法に関する科目 (5教科×2単位) 注3						1 0			注3	「各教科の指導法」 る中学校免許状の教利 を除き、国語(書写る	科に相当する教科 を含む。)、社		
修得単位数 注1	習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談	事 教育相 に関す む。) 進路指	算の理論及び方法 一 る 基礎的な知識 の理論及び方法 可違論及びキャリア 論及び方法	戦を含 去	全 7	ての『	事 項 単	を含	み位	*	会、 算数、理件、生活 作、家庭、体育及び外上の教科の指導法に 2単位以上修得する。 修得例 中学校2種免許状 ・各教科の指導法は の9教科のうちから、 る。	ついて、それぞれ 。 : (美術)を所有し : 「図画工作」以外		
		1 2						. ు ం						

(4) 中学校教諭の経験年数(3年以上)に加えて、小学校の専科教諭、助教諭等の経験年数を利用して、2種免許 状を取得する場合

戸	「要資	存核	各					小 施行規則第18条の2					
	授与を	受け	けよう。	とする免許状	小学校	教諭2種	免許状	注1 最低修得単位数は、中学校教諭普 通免許状取得後に修得した単位とす る。					
	有する	۲	とが必	必要な免許状	中学校	教諭普通	免許状	小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。					
				年 数 <u>注2</u> 以降のものに限る)	0年	1年	2年	注2 中学校教諭普通免許状取得後に、 中学校、義務教育学校の後期課程、 中等教育学校の前期課程又は特別支援学校					
最	各教科0	D指	導法に	関する科目 注3	10	7	5	中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭 又は講師の職のいずれかの経験年数 3年に加えて、小学校、義務教育学 校又は特別支援学校の小学部の助教					
低修得単位	道合の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		教育 に関 む。) 進路	指導の理論及び方法 相談(カウンセリング する基礎的な知識を含 の理論及び方法 指導及びキャリア教育 論及び方法	2	2	1	(文人は特別文伝子校の小子部の助教 論、講師又は免許法第16条の5に規 定する小学校専科教員としての職の 経験がある場合、その経験年数に応 じて、1年につき3単位ずつ軽減さ れていき、最大6単位分軽減され る。 注3 「各教科の指導法」は、所有して いる中学校免許状の教科に相当する					
数 注 1				計	12	9	6	教科を除き、国語(書写を含む。)、 社会、算数、理科、生活、音楽、図 画工作、家庭、体育及び外国語のう ち、小学校等での在職年数が ・0年の場合には5教科以上、 ・1年の場合には4教科以上、 ・2年の場合には3教科以上、 修得することとする。 なお、履修方法については、下表 のモデルケースを参照のこと。					

・小学校教諭2種免許状を取得する際の「各教科の指導法」履修方法モデルケース

	小学校等の在職年数がない場合 10単位修得するケース								数 1 年 るケー		小学校等の在職年数2年以上 5単位修得するケース				
	教 科 A	教 科 B	教 科 C	教 科 D	教 科 E	教 科 A	教 科 B	教 科 C	教 科 D	教 科 E	教 科 A	教 科 B	教 科 C	教 科 D	教 科 E
パターン① 5科目履修 (最も望ましい)				2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
パターン② (パターン ①と③の間)		0	2			2		2	1	_	2	1	1	1	_
パターン③ 少ない科目を履修 (ここまでは許容)	2	2				2	2				2	2	1	_	_
認められないパターン (3単位の科目が生じる)						3	2	<u></u>			3	$\sqrt{2}$	>_<		